破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第２９号
北海道室蘭市八丁平２丁目12番18号、前住所北海道沙流郡日高町栄町西１丁目311番地の13
債務者　柳　　正宗
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０８号
福岡県太宰府市坂本３丁目24番24―107号
債務者　髙巣　健二
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０９号
福岡県太宰府市坂本３丁目24番24―107号
債務者　髙巣美津子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０号
函館市美原２丁目23番５号　ハイツ木村202号室
債務者　岩崎　浩美（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９１号
北海道北斗市東浜１丁目12番71号エステートK201号室
債務者　中瀬　光雄
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
岐阜県大垣市南頬町１丁目131番地　南頬団地Ａ―106
債務者　石塚　信之
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
岐阜県大垣市八島町98番地２　セントヒルズ21―206号
債務者　峯田　　浩
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
岐阜県大垣市南頬町１丁目32番地１
債務者　藤電工こと　後藤　智之
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
青森県上北郡おいらせ町浜道104番地65
債務者　立花満喜子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１８号
青森県三沢市岡三沢８丁目62番地31号
債務者　川崎満里子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第５７号
千葉県佐倉市西志津２丁目23番２号
債務者　栗山　博人
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５８号
千葉県印西市牧の原５丁目８番地４
債務者　高野　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３４号
岡山県総社市門田892番地　浅尾住宅２―１―５
債務者　渡邉　　亀
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
岡山県総社市門田892番地　浅尾住宅２―１―５
債務者　渡邉多喜子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４号
高知市梅ノ辻16番16号
債務者　山崎　章史
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１号
茨城県土浦市木田余東台４丁目２番37号バージュアル・K101
債務者　水澤　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島589番地　アザミハイツ105号
債務者　小野　健士（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係